

令和7年度東予外国人材地域リーダー養成講座開催業務 企画提案公募実施要領

この要領は、令和7年度東予外国人材地域リーダー養成講座開催業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本募集は、愛媛県の令和7年度当初予算の成立及び内閣府が所管する「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の交付決定を経て実施するものであり、事業内容の変更や事業そのものの中止の可能性があることに留意すること。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度東予外国人材地域リーダー養成講座開催業務

(2) 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(3) 業務の内容

別添業務仕様書のとおり

(4) 委託料上限額

3,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※本事業が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

2 応募の資格

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有すること。
- (2) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されている、又は契約締結までに登録が予定されていること。なお、本社、支社等の別は問わない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (8) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに（1）～（7）の要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

3 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

なお、下記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

内 容	日 付	対応様式
企画提案募集開始	2月18日（火）	
参加表明書及び質問書提出期限	3月7日（金）	様式1、2、4
企画提案書提出期限	3月21日（金）	様式5～7
審査会（予定）	3月25日（火）	

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日。祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

4 企画提案募集実施手続

（1）参加表明書の提出

提出期限：令和7年3月7日（金）午後5時

① 参加表明書（様式1） 正本1部

- ・共同企業体は様式1-1を提出すること

② 誓約書（様式2） 正本1部

- ・共同企業体は様式2-1、2-2を提出すること

③ 付属書類 各1部

- ・会社等の概要（様式任意。既存のパンフレット等可）
- ・上記2（2）の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は「履歴事項全部証明書（提出日の3ヶ月以内の原本）」

※参加を取り下げる場合は、3月21日（金）までに参加辞退届（様式3）を提出すること。

（2）質問書について

提出期限：令和7年3月7日（金）午後5時

- ・質問は、質問書（様式4）を用いて、電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問（東予外国人材地域リーダー養成講座）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は受け付けない。
- ・質問に対する回答は、応募者全員に電子メールで回答する（令和7年3月12日（水）予定）。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

（3）企画提案書の提出

提出期限：令和7年3月21日（金）午後5時

① 企画提案書表紙（様式5） 正本1部

② 企画提案書（様式任意） 正本1部、副本5部、電子データ（PDF形式）

- ・企画提案書は15頁以内（片面を1頁とし、表紙を除く。）を目安とし、A4判・横書き・左綴じとする（様式任意。着色・両面印刷可）

- ・本業務の具体的な実施内容について、別添「業務仕様書」に基づき、下表の提案依頼事項を盛り込んだ企画提案書を提出すること。

項目	提案依頼事項
企画概要	・企画提案する業務の概要、作業工程について記載すること。
実施体制	・講師の業務実績、経歴等を詳細に記載すること。 ・緊急時の連絡体制、各種相談に係る処理体制、再委託の有無、従事予定者の手持ち業務状況など、具体的な実施体制について記載すること。
実施方法	・本事業の目的を達成するうえで効果的な養成講座の企画案について記載すること。 ・設営や運営の方法について具体的に記載すること。 ・参加する企業・外国人材の効果的な募集方法について、実施内容を記載すること。
成果把握	・業務遂行に際し、定性的・定量的な目標値を適切に定めること。 ・目標の達成状況を把握、分析するための方法を記載すること。
追加提案	・業務の目的を踏まえ、委託金額の範囲内において、参加者の満足度の向上に資する効果的な取組があれば、自由に記載すること。
進行管理	・全体スケジュール及び進行管理について記載すること。

③ 費用見積書（様式6） 正本1部

- ・見積に係る積算内訳書を別途添付すること。（様式任意）

④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式7） 正本1部

- ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とする。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・提出後の統括責任者等の変更は、愛媛県がやむを得ない事情があると認める場合を除き、できないものとする。

（4）提出方法

持参又は郵送（締切日必着）により提出すること。（質問書を除く）

※押印を省略する場合は電子メールにて送付すること。（様式に記載のとおり）

※企画提案書の電子データ（PDF形式）は、電子メールで提出すること。

（5）提出先

793-0042 愛媛県西条市喜多川 796-1 愛媛県東予地方局商工観光課（担当：泉）

電話：0897-56-1300（内線462） メール：tou-syoko@pref.ehime.lg.jp

(6) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 委託先の選定

(1) 選定方法

- ・選定委員会を設置し、(2) に定める審査基準に基づく総合的な評価により書面審査を行い、最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する。
- ・提案者が 1 者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の 6 割以上のときは、当該提案者を契約候補者とする。
- ・審査にあたっては、提案内容について聞き取りを行う場合がある。

(2) 審査基準

- ・別添「業務委託先選定基準」に基づき、総合的な審査を行う。

(3) 審査結果

- ・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申立ても認めない。

6 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

7 契約

(1) 契約の締結

契約にあたっては、契約候補者の企画提案内容を直ちに採用するものではなく、必要に応じて契約候補者と協議を行い、内容の一部を変更した上で、契約用の仕様書をあらためて作成するものとする。その上で、契約用の仕様書に基づいた見積書を契約候補者から徴し、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。また、契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

8 著作権等の取扱

(1) 著作権者

成果品に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、愛媛県に帰属することとする。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、愛媛県が行う。

(3) 権利関係の処理

成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と受託者で協議の上、処理する。